

一般財団法人水源地環境センター定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般財団法人水源地環境センターと称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都千代田区に置く。

2 この法人は、理事会の決議を経て、必要な地に従たる事務所を置くことができる。これを変更又は廃止する場合も同様とする。

(目的)

第3条 この法人は、水源地の環境に関する調査研究及び技術開発並びに技術指導等を行うことにより、水源地の適正な管理を図り、もって水源地域の活性化と安全で豊かな国民社会の建設に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- 一 水源地の環境に関する調査研究及び技術開発
 - 二 水源地におけるダム等の貯水池の管理に関する調査研究及び技術開発
 - 三 水源地におけるダム等の環境影響評価に関する調査研究
 - 四 海外における水源地の環境に関する調査研究
 - 五 前各号の調査研究及び技術開発の成果の提供
 - 六 水源地に関する研究会、講習会等の実施
 - 七 水源地に関する広報事業
 - 八 前各号に関する業務の受託
 - 九 その他前条の目的を達成するために必要な事業
- 2 前項の事業は、本邦及び海外において行うものとする。

第2章 資産及び会計

(基本財産)

第5条 この法人の目的である事業を行うために不可欠な財産として理事会で定めたものをこの法人の基本財産とする。

2 基本財産は、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならないが、基本財産の一部を処分しようするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を要する。

(事業年度)

第6条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第7条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、理事長が作成し、毎事業年度の開始前に理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により事業年度の開始前に収支予算が成立しないときは、理事会の決議を経て、その成立するまでの間、前事業年度の収支予算に準じ、収入及び支出することができる。

3 前項の収入及び支出は、新たに成立した収支予算によって行ったものとみなす。

(事業報告及び収支決算)

第8条 この法人の事業報告及び収支決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を経て定時評議員会に提出し、第1号及び第3号の書類については、その内容を報告し、第4号及び第5号の書類については、承認を受けなければならない。

一 事業報告

二 事業報告の附属明細書

三 公益目的支出計画実施報告書

四 貸借対照表

五 正味財産増減計算書

六 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書

2 この法人は、前項における定時評議員会の終結後遅滞なく、貸借対照表を公告しなければならない。

(会計の原則)

第9条 この法人の会計は、一般に公正妥当と認められる会計の慣行に従うものとする。

第3章 評議員及び評議員会

第1節 評議員

(定数)

第10条 この法人に、評議員5人以上11人以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第11条 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成18年法律第48号。以下「一般社団・財団法人法」という。)第179条から第195条までの規定に従い、評議員会の決議をもって行う。

2 評議員は、この法人の理事、監事又は使用人を兼ねることができない。

(評議員の任期)

第12条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。

3 評議員は、第10条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された評議員が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(報酬等)

第13条 評議員には、各年度の総額が70万円を超えない範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

2 評議員には、その職務を行うために要する費用を弁償することができる。

第2節 評議員会

(評議員会)

第14条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

2 評議員会に会長1人を置き、評議員の互選により選任する。

3 評議員会の議長は、会長がこれに当たる。

4 会長に事故があるときは、評議員会の議長は、出席評議員の中から互選により選任する。

(評議員会の権限)

第15条 評議員会は、次の事項について決議する。

一 理事及び監事（以下「役員」という。）の選任及び解任

二 役員報酬等の額

三 貸借対照表及び正味財産増減計算書の承認

四 定款の変更

五 残余財産の帰属

六 基本財産の処分又は除外の承認

七 その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(評議員会の種類及び開催)

第16条 評議員会は、定時評議員会と臨時評議員会とする。

2 定時評議員会は、特別の事情がない限り、毎事業年度の終了後3箇月以内に開催する。

3 臨時評議員会は、必要がある場合に開催する。

(招集)

第17条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき、理事長が招集する。

2 理事長は、評議員会の日5日前までに、評議員に対して、書面でその通知を発しなければならない。

3 理事長は、前項の書面による通知の発出に代えて、評議員の承諾を得て、電磁的方法により通知を発することができる。

4 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

5 前項の請求があったときは、理事長は、遅滞なく、請求があった日から6週間以内の日を評議員会の日とする招集の通知を発しなければならない。

6 評議員会は、評議員の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

(決議)

第18条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

一 監事の解任

二 定款の変更

三 事業の全部の譲渡

四 その他法令又はこの定款で定められた事項

3 理事が評議員会の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき評議員（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第19条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。

第4章 役員及び理事会

第1節 役員

(役員を設置)

第20条 この法人に、次の役員を置く。

一 理事7人以上11人以内

二 監事2人以内

2 理事のうち1人を理事長とし、理事長以外の理事のうち3人以内を業務執行理事（一般社団・財団法人法第197条において準用する同法第91

条第1項第2号に規定する業務を執行する理事をいう。以下同じ。)とする。

3 前項の理事長をもって一般社団・財団法人法に定める代表理事とする。

(役員を選任)

第21条 役員は、評議員会の決議によって選任する。

2 理事長及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

3 監事は、この法人の理事又は使用人を兼ねることができない。

(理事の職務及び権限)

第22条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。

3 理事長及び業務執行理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第23条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況を調査することができる。

3 監事は、前2項のほか、次の職務を行う。

一 理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べること。

二 理事が不正の行為をし、若しくは当該行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なく、その旨を理事会に報告すること。

三 前号の報告をするために必要があると認めるときは、理事長に対し、理事会の招集を請求すること。ただし、その請求のあった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合は、その請求をした監事は、理事会を招集することができる。

四 理事が評議員会に提出しようとする議案、書類その他法令で定めるものを調査し、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を評議員会に報告すること。

五 理事がこの法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該行為によって法人に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、当該理事に対し、当該行為をやめることを請求すること。

六 その他監事に認められた法令上の権限を行使すること。

(役員任期)

- 第24条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 3 補欠として選任された役員の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 役員は、第20条第1項に定める定数に足りなくなるとき又は欠けたときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された役員が就任するまで、なお役員としての権利義務を有する。

(役員解任)

- 第25条 役員が次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。
- 一 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
 - 二 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(報酬等)

- 第26条 役員には、評議員会の決議により定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。
- 2 役員には、その職務を行うために要する費用を弁償することができる。

(損害賠償責任の一部免除)

- 第27条 この法人は、一般社団・財団法人法第198条において準用する同法第111条第1項の役員の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

第2節 理事会

(理事会の構成)

- 第28条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(理事会の権限)

- 第29条 理事会は、次に掲げる職務を行う。
- 一 この法人の業務執行の決定
 - 二 理事の職務の執行の監督
 - 三 理事長及び業務執行理事の選定及び解職
 - 四 評議員会の日時及び場所並びに目的である事項等の決定
- 2 理事会は、次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を理事に委任することができない。

- 一 重要な財産の処分及び譲受け
- 二 多額の借財
- 三 重要な使用人の選任及び解任
- 四 従たる事務所その他の重要な組織の設置、変更及び廃止
- 五 理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制等の整備

(招集等)

- 第30条 理事会は、監事が招集する場合を除き、理事長が招集する。
- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。
 - 3 理事長以外の理事は、理事長に対し、理事会の目的である事項を示して、理事会の招集を請求することができる。
 - 4 前項の規定による請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合には、その請求をした理事は、理事会を招集することができる。
 - 5 理事会の招集は、会議の目的である事項、日時及び場所を示し、理事会の日の5日前までに、各理事及び各監事に対して通知を発しなければならない。
 - 6 前項の規定にかかわらず、理事会は、役員の実員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく開催することができる。

(議長)

- 第31条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。
- 2 理事長に事故があるときは、理事会の議長は、出席した業務執行理事の中から互選により選任する。

(決議)

- 第32条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
- 2 前項の規定にかかわらず、理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき議決に加わることができる理事の実員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。
 - 3 理事又は監事が理事及び監事の実員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、当該事項を理事会へ報告することを要しない。
 - 4 前項の規定は、第22条第3項に規定する報告については、適用しない。

(議事録)

- 第33条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。

- 2 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に署名し、又は記名押印しなければならない。

第5章 顧問及び研究顧問

(顧問及び研究顧問)

- 第34条 この法人に、顧問及び研究顧問を置くことができる。
- 2 顧問及び研究顧問は、理事会の決議を経て、理事長が委嘱する。
 - 3 顧問は、この法人の運営に関する重要事項について、理事長の諮問に応じて意見を述べる。
 - 4 研究顧問は、この法人の業務のうち調査研究及び技術開発について、指導及び助言する。
 - 5 顧問及び研究顧問の任期は、2年とする。ただし、再任は妨げない。

第6章 賛助会員

(賛助会員)

- 第35条 この法人の趣旨に賛同する者は、理事会の承認を受けて、賛助会員となることができる。
- 2 賛助会員は、理事会の決議を経て、理事長が定める賛助会費を納めるものとする。
 - 3 賛助会員に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、理事長が定める。

第7章 水源地環境技術研究所

(設置)

- 第36条 この法人に、水源地環境技術研究所を置く。
- 2 水源地環境技術研究所の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、理事長が定める。

第8章 事務局

(設置)

- 第37条 この法人の事務を処理するため、事務局を設け、必要な職員を置く。
- 2 事務局の職員は、理事長が任免する。
 - 3 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、理事長が定める。

(書類の備置き)

- 第38条 主たる事務所には、次に掲げる書類を備え置かなければならない。
- 一 定款
 - 二 事業計画書
 - 三 収支予算書
 - 四 貸借対照表及び正味財産増減計算書並びに附属明細書
 - 五 事業報告及び附属明細書

- 六 監査報告
- 七 公益目的支出計画実施報告書
- 八 評議員会及び理事会の議事録
- 九 その他法令で定める書類

第9章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第39条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

- 2 前項の規定は、第3条に規定する目的、第4条に規定する事業及び第11条に規定する評議員の選任及び解任の方法を変更する場合にも適用する。

(解散)

第40条 この法人は、一般社団・財団法人法第202条に規定する事由及びその他法令で定めた事由により解散する。

(剰余金の処分制限)

第41条 この法人は、剰余金の分配をすることはできない。

(残余財産の帰属)

第42条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）第5条第17号に規定する法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第10章 雑則

(公告の方法)

第43条 この法人の公告は、官報に掲載する方法により行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、この法人の貸借対照表の公告は、定時評議員会毎にその終結の日後5年を経過する日までの間、継続してインターネットに接続された自動公衆送信装置を使用する方法による。

(委任)

第44条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、理事長が定める。

附 則

- 1 この変更後の定款は、平成29年6月29日から施行する。
- 2 財団法人ダム水源地環境整備センターの諸規程で一般財団法人水源地環境センターの諸規程として引き継がれたものは、なお従前の例による。